

【No.5】 解答.5

該当講義動画 憲法4章2節「信教の自由」 憲法7章3節「国会と議員の権能」 行政法4章1節「行政立法」

憲法4章2節「信教の自由」 https://youtu.be/q_w2nn77X1U

憲法7章3節「国会と議員の権能」 <https://youtu.be/NGw7trjPQH0>

行政法4章1節「行政立法」 <https://youtu.be/YJMsesHnjEU>

各選択肢が色々な単元で学習した内容からの出題となっている。選択肢4については、私の講義では憲法ではなく行政法の中で扱っているものなので、憲法の講義動画だけでなく行政法の講義動画も合わせて確認してほしい。ただ、憲法4章2節「信教の自由」をしっかりと学習していれば積極的に選択肢5を選べる問であったであろう。

1.誤りである。損失補償の承認も債務の負担に含まれる。

2.誤りである。憲法7章3節「国会と議員の権能」の「予備費」で学習したように**事後に承認が得られなくても、すでになされた支出の効力を覆すことは不都合のため法的には効果が生じない(支出は有効である)**。政治的責任が生じるということである。

3.誤りである。憲法7章3節「国会と議員の権能」の「決算」で学習したように国の収支支出の決算は、すべて毎年**会計検査院が調査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない**。

4.誤りである。行政法4章1節「行政立法」の「パチンコ球遊器事件」で学習したように**通達課税に関して違法であるとは言えない**とした。

5.正しい。憲法4章2節「信教の自由」の「津地鎮祭事件(最大判昭52・7・13)」でも学習した通り、**地鎮祭への費用支出は目的効果基準より政教分離には反しない**。